

社援保発0330第7号  
平成30年3月30日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課長  
（公印省略）

「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」の  
一部改正について（通知）

今般、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発第0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成30年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、保護の実施に遺漏のないよう御配慮をお願いします。

○「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」  
(平成 24 年 7 月 23 日社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)

改正後	現行
<p style="text-align: right;">社援保発 0723 第 1 号 平成 24 年 7 月 23 日</p> <p>都道府県 各 指定都市 民生主管部（局）長 殿 中核市</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局保護課長</p> <p style="text-align: center;">生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて</p> <p>生活保護行政の推進については、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>生活保護制度は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 4 条に基づき、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件としていますが、急迫の場合や資力はあるものの直ちに活用できない事情がある場合は適用され得るものです。</p> <p>ただし、資力があることを確認した際は、資力の発生時期に遡って法第 6 3 条に基づく費用返還を当該被保護者に対して求めることとしています。</p> <p>また、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者、又は受けさせた者に対しては法第 78 条に基づく費用徴収を行うこととしています。</p> <p>本制度は、支援が必要な人に確実に保護を実施する必要があると同時に、不正事案については、全額公費によってその財源が賄われていることに鑑みれば制度に対する国民の信頼を揺るがす極めて深刻な問題であるため、厳正な対処が必要です。</p> <p>また、平成 23 年度の会計検査院実地検査の結果、費用返還及び費用徴収の取扱いについて、一部の実施機関において本来であれば法第 78 条を適用</p>	<p style="text-align: right;">社援保発 0723 第 1 号 平成 24 年 7 月 23 日</p> <p>都道府県 各 指定都市 民生主管部（局）長 殿 中核市</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局保護課長</p> <p style="text-align: center;">生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて</p> <p>生活保護行政の推進については、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>生活保護制度は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 4 条に基づき、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件としていますが、急迫の場合や資力はあるものの直ちに活用できない事情がある場合は適用され得るものです。</p> <p>ただし、資力があることを確認した際は、資力の発生時期に遡って法第 6 3 条に基づく費用返還を当該被保護者に対して求めることとしています。</p> <p>また、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者、又は受けさせた者に対しては法第 78 条に基づく費用徴収を行うこととしています。</p> <p>本制度は、支援が必要な人に確実に保護を実施する必要があると同時に、不正事案については、全額公費によってその財源が賄われていることに鑑みれば制度に対する国民の信頼を揺るがす極めて深刻な問題であるため、厳正な対処が必要です。</p> <p>また、平成 23 年度の会計検査院実地検査の結果、費用返還及び費用徴収の取扱いについて、一部の実施機関において本来であれば法第 78 条を適用</p>

し費用徴収すべきものに対し、法第 63 条を適用し費用返還を求めている事案や返還金等の額の算定が適切に行われていなかったものなど不適切な事案が見受けられ、是正改善を行うべきとの指摘を受けているところです。

このため、保護費及び就労自立給付金の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについては、下記の事項に留意の上、適正かつ厳格な処理に当たられるよう管内保護の実施機関に対し周知徹底いただくようお願いします。

#### 記

1 (略)

2 法第 7 8 条に基づく費用徴収決定について

(1) (略)

(2) 収入申告を求める際の留意点

課税調査によって被保護世帯の収入が判明した事案のうち、その収入が当該被保護世帯の世帯主以外の者(未成年)の就労収入であるという場合には、一律に法第 6 3 条を適用しているという不適切な実態が一部自治体にあることが指摘されているところである。

未成年である世帯員についても、稼働年齢層であれば当然に保護の実施機関に対し申告の義務はあるので、申告を怠っていれば原則として法第 7 8 条の適用とすべきである。

また、世帯主が世帯員の就労について関知していなかった、就労していた世帯員本人も申告の義務を承知していなかった、保護の実施機関も保護開始時にのみ収入申告書の提出の義務を説明しただけであり、当該被保護世帯の子が高校生になった際に就労収入の申告の義務について説明を怠っていた等の理由により、法第 6 3 条を適用せざるを得ないという判断がなされている実態が見受けられる。

そのため、別添 2 の様式によって、収入申告の義務について説明を行う際、世帯主以外に稼働年齢層の世帯員(高校生等未成年を含む)がいる世帯については、当該世帯員本人の自書による署名等の記載を求めること。この際、別葉とするか同一様式内に世帯員の署名欄等を設けるかは自治体の判断で対応されたい。

さらに、保護開始世帯については、世帯主及び稼働年齢層の世帯員に対し収入申告の義務について開始時に説明することとし、既に受給中の世帯については稼働年齢層の者がいる世帯への訪問時等に改めて

し費用徴収すべきものに対し、法第 63 条を適用し費用返還を求めている事案や返還金等の額の算定が適切に行われていなかったものなど不適切な事案が見受けられ、是正改善を行うべきとの指摘を受けているところです。

このため、保護費及び就労自立給付金の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについては、下記の事項に留意の上、適正かつ厳格な処理に当たられるよう管内保護の実施機関に対し周知徹底いただくようお願いします。

#### 記

1 (略)

2 法第 7 8 条に基づく費用徴収決定について

(1) (略)

(2) 収入申告を求める際の留意点

課税調査によって被保護世帯の収入が判明した事案のうち、その収入が当該被保護世帯の世帯主以外の者(未成年)の就労収入であるという場合には、一律に法第 6 3 条を適用しているという不適切な実態が一部自治体にあることが指摘されているところである。

未成年である世帯員についても、稼働年齢層であれば当然に保護の実施機関に対し申告の義務はあるので、申告を怠っていれば原則として法第 7 8 条の適用とすべきである。

また、世帯主が世帯員の就労について関知していなかった、就労していた世帯員本人も申告の義務を承知していなかった、保護の実施機関も保護開始時にのみ収入申告書の提出の義務を説明しただけであり、当該被保護世帯の子が高校生になった際に就労収入の申告の義務について説明を怠っていた等の理由により、法第 6 3 条を適用せざるを得ないという判断がなされている実態が見受けられる。

そのため、別添 2 の様式によって、収入申告の義務について説明を行う際、世帯主以外に稼働年齢層の世帯員(高校生等未成年を含む)がいる世帯については、当該世帯員本人の自書による署名等の記載を求めること。この際、別葉とするか同一様式内に世帯員の署名欄等を設けるかは自治体の判断で対応されたい。

なお、保護開始世帯については、世帯主及び稼働年齢層の世帯員に対し収入申告の義務について開始時に説明することとし、既に受給中の世帯については稼働年齢層の者がいる世帯への訪問時等に改めて

て収入申告の義務について説明するとともに、別添2の様式を活用されたい。その際、基礎控除等の勤労控除及び高等学校等就学者における就労や早期の保護脱却に資する経費等の収入認定除外についても説明すること。

なお、世帯主及び世帯員の病状や当該被保護世帯の家庭環境その他の事情により、世帯主や世帯員において収入申告義務についての理解又は了知が極めて困難であり、結果として適正に収入申告がなされなかったことについてやむを得ない場合があることも考えられるところである。よって、別添2の様式が提出され、かつ、提出された収入申告書と課税調査等の結果が相違している状況であっても、不正受給の意思の有無の確認に当たっては、世帯主及び世帯員の病状や当該被保護世帯の家庭環境等も考慮することとし、その上で、法第78条に基づく費用徴収を適用するか、法第63条に基づく費用返還を適用するかを決定されたい。また、このような場合において法第63条に基づく費用返還を適用する際は、同時に、世帯主及び世帯員の全員に対して改めて収入申告義務について丁寧に説明し、必要に応じて指導指示を行うとともに、特に収入申告義務の了知が極めて困難な場合に法第63条に基づく費用返還を適用した場合にあっては、同時に当該収入を得た者に対して直接収入申告義務について説明し、以降、適正に収入申告がなされなかった場合は法第78条に基づく費用徴収を適用すること。

3～5 (略)  
別添1～3 (略)

収入申告の義務について説明するとともに、別添2の様式を活用されたい。その際、基礎控除等の勤労控除及び高等学校等就学者における就労や早期の保護脱却に資する経費等の収入認定除外についても説明すること。

3～5 (略)  
別添1～3 (略)